租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十五号中「この条及び第四条」を「この号及び第二十八号イ」に、「第二十八号イ及び第四条」を「同号イ」に改める。

第四条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第二号を次のように改める。

二　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条第一項の規定

附　則

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2　改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

○財務省令第二十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第百二号）の施行に伴い、並びに同法附則第七十二条第一項、第七十七条、第八十条第一項及び第八十五条第一項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第一項の表の第三号の第五欄のイ、第十条の三第一項の表の第三号の第四欄のイ、第十七条の二第一項の表の第三号の第五欄のイ、第三十九条第一項及び第四十条の二第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条の二」を「第十七条」に改める。

第一条第二項中「、「確定申告書」又は「減価償却資産」を「又は「確定申告書」に、「、第二号又は第八号」を「又は第二号」に、「、確定申告書又は減価償却資産」を「又は確定申告書」に改め、同条第三項中「「法人課税信託」又は「減価償却資産」を「又は「法人課税信託」に、「、第二号又は第十号」を「又は第二号」に、「、法人課税信託又は減価償却資産」を「又は法人課税信託」に改める。

第三条の二の二中「第十二条の二の二第二項」を「第十二条の二第三項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十条第一項の表の第三号の第五欄のイに規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号に掲げる事業とする。

第三条の二の二を第三条の二とする。

第三条の三を削る。

第三条の三の二第一項中「第十二条の三の二第八項第三号」を「第十二条の三第八項第三号」に改め、同条第二項中「第十条の三の二第四項において準用する法第十条の三第三項」を「第十条の三第四項」に改め、同項第一号中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同号イ中「第十二条の三の二第五項第一号」を「第十二条の三第五項第一号」に改め、同号イ(1)中「労働基準法」の下に「(昭和二十二年法律第四十九号)」を加え、同項第二号中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同号イ中「第十二条の三の二第五項第二号」を「第十二条の三第五項第二号」に改め、同号ロ中「住民基本台帳法」の下に「(昭和四十二年法律第八十一号)」を加え、同項第二号中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同号イ中「第十二条の三の二第六項第一号」を「第十二条の三第六項第一号」に改め、同号ロ中「第十二条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同号イ中「第十二条の三の二第八項第一号」を「第十二条の三第八項第一号」に改め、同号ロ及びハ中「第十二条の三の二第八項第二号」を「第十二条の三第八項第二号」に改め、同号ニ中「第十二条の三の二第八項第三号」を「第十二条の三第八項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十条の三第一項の表の第三号の第四欄のイに規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号に掲げる事業とする。

第三条の三の二を第三条の三とする。

第三条の五を削る。

第三条の四の見出し中「特定復興産業集積区域」を「新産業創出等推進事業促進区域」に改め、同条第一項中「第十二条の五第二項」を「第十三条第三項」に改め、同条第二項中「第十条の五第四項」を「第十一条第四項」に改め、同項第四号中「第十条の五第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第三条の五とする。

第三条の三の三中「第十条の三の三第三項」を「第十条の三第四項」に、「第十条の三の二第三項」を「第十条の三第一項」に改め、同条第一号中「第十二条の三の三第三項第一号」を「第十二条の三の三第三項第二号」に改め、同条第二号中「第十二条の三の三第三項第二号」を「第十二条の三の三第三項第三号」に改め、同条を第三条の四とする。

第三条の五の三中「第十三条の二の三」を「第十三条の二の二」に改める。

第三条の七第四項中「第十一条の五第二項第一号」を「第十一条の五第二項」に、「同号」を「同項」に、「特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県（第二号及び第三号において「第一号特定住宅被災市町村等」という。）」を「市町村又は福島県」に、「同項第一号に掲げる」を「同項に規定する」に改め、同項第二号中「第一号特定住宅被災市町村等」を「当該市町村若しくは福島県」に改め、同項第三号中「第一号特定住宅被災市町村等」を「当該市町村又は福島県」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。